

配管の水圧試験要領

1 目的

危険物を取り扱う配管の水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）は、配管の漏れを確認するものである。

2 対象配管

危政令第 9 条第 1 項第 21 号イに規定する水圧試験の対象となる配管は、配管継手の種別にかかわらず、危険物が通過（一時的に通過するものも含む。）し、又は滞留する全ての配管が対象となる。

3 試験準備

- (1) 試験配管は、あらかじめ配管表面に付着している錆、油分、水分、汚れ等がワイヤーブラシ、布及び溶剤等により除去されていることを確認する。
- (2) 圧力計は、微小の圧力変化が確認できる最小単位の低圧用のものを使用する。

4 試験方法

- (1) 加圧試験は、試験配管の末端を閉鎖（キャップ、プラグ、止め板等）し、配管全体に規定の圧力をかける。ただし、タンクと配管が接続されている場合で、タンクに配管と同一の圧力を加えても支障ないものにあつては、タンクを含めて加圧試験を行うことができる。
- (2) 配管の加圧は徐々に昇圧し、規定圧に達したならば閉鎖弁等を閉鎖し、30 分以上経過後、圧力計の変化のないことを確認後、次の試験を行う。
 - ア 溶接箇所は、溶接線付近をハンマーにより軽打し、漏れの確認を行う。
 - イ 不燃性の気体を用いる場合は、溶接箇所及びフランジ等の継手部に石けん水を塗布する等により漏れを確認する。
- (3) 不燃性の気体を用いて行う加圧検査用ガスボンベには減圧弁を設けるとともに、ガスボンベと配管のガス封入口の間には閉鎖弁を設ける。

5 その他

- (1) 自然流下により危険物を送る配管にあつては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。
- (2) 配管の加圧は、原則として等圧試験配管については、一括して加圧する。ただし、大規模な配管、又は配管途中に付属設備等を有するもので一括して加圧することが好ましくないものにあつては、分割して行うことができる。
- (3) 配管の施工方法により配管内のエアが抜けず圧力があがらなくなる場合は、配管の高所にエア抜きを設ける。
- (4) 水圧試験の報告は、江別市危険物の規制に関する規則第 5 条に定める様式により、完成検査の申請の際に提出すること。